氏名　上野次右衛門
住所　高岡市木津二五五一番地
氏名　上野吉郎右衛門
住所　高岡市木津二四一一番地
氏名　上坂仁右衛門
住所　高岡市木津二四二五番地
氏名　小川　兵助
住所　高岡市木津一六二九番地
氏名　沼藤　次吉
住所　高岡市木津一六二一番地
氏名　上野作治郎
住所　高岡市木津二五五一番地
氏名　上坂伊三郎
住所　高岡市木津二四八二番地
氏名　堀井紋三郎
住所　高岡市木津一八六三番地
氏名　上野　半六
住所　高岡市木津二三六七番地
氏名　上坂市右衛門
住所　高岡市木津一〇七三番地
氏名　上野伊八郎
住所　高岡市木津二四七八番地
氏名　志村仁四郎
住所　高岡市木津一八八三番地
氏名　大杉　嘉助
住所　高岡市木津一九八六番地
氏名　出口八次郎
住所　高岡市木津一九八〇番地
氏名　中村和三郎
住所　高岡市木津二一五五番地
氏名　上野平左衛門
住所　高岡市木津二五四四番地
氏名　上野　宇吉
住所　高岡市木津二五三四番地
氏名　島田弥右衛門
住所　高岡市木津一〇八六番地
氏名　小川　久蔵
住所　高岡市木津一八七三番地
氏名　多田弥太郎
住所　高岡市木津二一二七番地
氏名　上野由太郎
住所　高岡市木津二五四一番地
氏名　清水竹次郎
住所　高岡市木津一八六一番地
氏名　島井真四郎
住所　高岡市木津一一一四番地
氏名　上野　太七
住所　高岡市木津二三六三番地
氏名　円　　通院
住所　高岡市木津二三七三番地
氏名　山口吉次郎
住所　高岡市木津一八七九番地
氏名　田島　よし
住所　高岡市木津一一〇〇番地
氏名　堀井真三郎
住所　高岡市木津一八三九番地
氏名　堀井治郎吉
住所　高岡市木津一九一三番地
氏名　坂井太八郎
住所　高岡市木津二四二七番地
氏名　清水　きよ
住所　高岡市木津二四〇三番地
氏名　島村宇兵衛
住所　高岡市坂下町九八番地の一
氏名　堀井理一郎
住所　高岡市木津一六六七番地
氏名　上野平右衛門
住所　高岡市木津二五四四番地
氏名　堀井助三郎　外二十九名（表題部のみのため共有内訳不明）
住所　未保存のため住所不明
氏名　堀井吉三郎　外五十八名（表題部のみのため共有内訳不明）
住所　未保存のため住所不明
氏名　堀井吉三郎　外六〇名（表題部のみのため共有内訳不明）
住所　未保存のため住所不明

二、通知の内容

木津組発第十五号　平成二十九年十月二十七日

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条の規定により、高岡市木津土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図（換地不交付の土地については従前の土地図）のとおり換地処分をします。

（教示）

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に富山県知事に審査請求をすることができます。

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に高岡市木津土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、上記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に高岡市木津土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図又は従前の土地図については、組合の事務所の掲示場及び施行地区の属する高岡市の事務所に掲示してあります。

平成二十九年十一月八日

富山県高岡市木津九六六番地五
高岡市木津土地区画整理組合
理事長　上坂　敏雄

債権申出の公告（第一回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十九年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
アセットマネジメントＯｎｅ株式会社確定給付企業年金
清算人　小松みのり

債権申出の公告（第一回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十九年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
（旧新光投信株式会社）確定給付企業年金
清算人　小松みのり

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年九月二十六日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月八日

北九州市八幡東区桃園二丁目七番一号
大石産業株式会社確定給付企業年金
清算人　江種　敬介

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年11月8日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①竹之内商事　②東京都知事(8)47315　③竹之内倉吉　④東京都足立区舎人二丁目17番20号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都足立区舎人二丁目17番20号　竹之内商事　竹之内倉吉

①株式会社サンヨー　②大阪府知事(5)42699　③代表取締役　松岡秀行　④大阪市中央区東心斎橋2－2－29　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市中央区東心斎橋2－2－29　株式会社サンヨー　代表取締役　松岡秀行